

短期入所（介護予防短期入所）生活介護重要事項説明書

＜ 令和 7 年 6 月 1 日 現在 ＞

1 事業者の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団
代表者の役職・氏名	理 事 長 笹本 博史
事業者の所在地	銚子市野尻町 1 4 7 2 番地の 1
連絡先 電話番号	0 4 7 9 － 3 0 － 1 0 2 3

2 施設の概要

施設の名称等	ショートステイ松籾の丘 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）空床利用 介護保険指定事業所番号 千葉県第 1270700980 号
	個室ユニット型特別養護老人ホーム松籾の丘 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）空床利用のみ 介護保険指定事業所番号 千葉県第 1270701053 号
施設長（管理者）	施 設 長 鈴木 真理子
施設の所在地	銚子市野尻町 1 4 7 2 番地の 1
電話番号	0 4 7 9 － 3 0 － 1 0 1 0

3 事業目的と運営方針

事業目的	指定短期入所生活介護事業所の適正な運営を確保するために、 人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活 介護の提供に当たる職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正 な指定短期入所生活介護事業を提供することを目的とします。
運営方針	事業所は、短期入所生活介護計画に基づき、要介護状態となっ た場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び 機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利 用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、利用者の 意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護サービス

	提供に努めます。 また、介護サービスの実施に当たっては、関係機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
--	---

4 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0479-30-1010

受付日 月曜日から金曜日（年末年始（12/29～1/3）及び祝祭日を除く）

受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで

担当 石原 津多江

※ 不明な点がありましたら、遠慮なく相談してください。

5 施設の職員体制

(1) ショートステイ松籙の丘（多床室）

職 名	従事するサービス種類・業務	常勤換算	指定基準
施設長（管理者）	業務の一元的な管理	1名	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	1名	必要数
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上	1名
介護支援専門員	ケアプランの作成及び実施	1名以上	1名
看護職員	心身の健康管理・口腔衛生や機能のチェック及び指導・保健衛生管理	3名以上	3名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持への指導	1名以上	1名
介護職員	介護業務及び相談・助言	32名以上	看護職員との合計で利用者3名に1名の配置
栄養士（管理栄養士）	食事の献立作成・栄養計算・栄養指導等	1名以上	1名

※ 常勤換算は、職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(2) 個室ユニット型特別養護老人ホーム松籙の丘

職 名	従事するサービス種類・業務	常勤換算	指定基準
施設長（管理者）	業務の一元的な管理	1名	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	1名	必要数
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上	1名
介護支援専門員	ケアプランの作成及び実施	1名以上	1名

看護職員	心身の健康管理・口腔衛生や機能のチェック及び指導・保健衛生管理	2名以上	2名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持への指導	1名以上	1名
介護職員	介護業務及び相談・助言	14名以上	看護職員との合計で利用者3名に1名の配置
栄養士（管理栄養士）	食事の献立作成・栄養計算・栄養指導等	1名以上	1名

※ 常勤換算は、職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

6 施設の詳細概要

(1) ショートステイ松籙の丘（多床室）

居室・設備の種類	室数	備 考
空床利用型居室 （定員4名）	24室 （1室47.70㎡～ 48.24㎡）	多床室…24室 居室の設備…ベッド（寝具一式）、枕元灯、洗面台、ナースコール、カーテン、チェスト プライバシーを確保し快適な住空間を提供します。
従来型個室 （定員1名）	4室	各階2室設置
食堂	4室	各階2室設置、他2階リビング設置
洗面設備	31箇所	各居室、食堂に設置
便所	21箇所	居室、食堂等に設置
浴室（個浴）	2室	各階設定、一般浴槽
浴室（特浴室） 〔ユニット共用〕	2室	1階：特殊浴槽（仰臥位式） 2階：特殊浴槽（仰臥位式・座位式）
機能訓練室 〔ユニット共用〕	2室	1階、2階 〔設置機器〕ホットパック、平行棒等
医務室 〔ユニット共用〕	1室	2階
面談室 〔ユニット共用〕	1室	1階

(2) 個室ユニット型特別養護老人ホーム松籙の丘

居室・設備の種類	室数	備 考
空床利用型居室 （全室個室）	40室 （1室14.36㎡～ 15.02㎡）	ユニット数……4（1ユニット10室） 居室の設備……ベッド（寝具一式）、枕元灯、洗面台、ナースコール、カーテン プライバシーを確保し快適な住空間を提供します。

共同生活室 (食堂含む)	4 室	各ユニットに設置
洗面設備	4 4 箇所	各居室、各共同生活室に設置
便所	2 3 箇所	居室、各共同生活室等に設置
浴室 (個浴)	4 室	各ユニットに設定、一般浴槽
浴室 (特浴室) 〔多床室共用〕	2 室	1 階：特殊浴槽 (仰臥位式) 2 階：特殊浴槽 (仰臥位式・座位式)
機能訓練室 〔多床室共用〕	2 室	1 階、2 階 〔設置機器〕ホットパック、平行棒等
医務室 〔多床室共用〕	1 室	2 階
面談室 〔多床室共用〕	1 室	1 階

7 サービス内容

(1) 入浴、排せつ、食事等の介護及びその他の日常生活上の世話

ア 入浴

利用者の希望により毎日（日曜日は除く）入浴できます。ただし、状態に応じ、特別浴、座位浴又は清拭となる場合があります。

イ 排せつ

排せつの自立を促すため、利用者の個々の身体状況に応じた排せつ方法にて援助を行います。

ウ 食事

(ア) 当施設では、管理栄養士作成の献立表により、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(イ) 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(ウ) 食事時間

朝食 7:30 から 昼食 12:00 から 夕食 18:00 から

(2) 日常生活動作の機能訓練

生活リハビリ（日常生活動作における機能向上）を行います。

(3) 健康状態の確認

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用初日に簡単な健康チェックを行います。

(4) 送迎

通常の送迎実施区域は、銚子市内です。

(5) 介護方法に関する相談及び助言

介護サービスに関する情報の提供又は必要なサービスの利用に関する相談に応じ、助言いたします。

(6) その他利用者に対する便宜の提供

介護サービスの利用申請手続の代行等の便宜を図る等利用者の立場に立って介護サービスの適用調整を行います。

8 利用料金

(1) 基本料金

ア 施設利用料

介護保険適用時の1日あたりの自己負担額で1割負担の場合の金額です。

【令和7年6月1日改正】

区 分	ショートステイ松籙の丘		個室ユニット型特別養護 老人ホーム松籙の丘
	従来型個室利用	空 床 利 用	空 床 利 用
要支援1	4 5 1 円	4 5 1 円	5 2 9 円
要支援2	5 6 1 円	5 6 1 円	6 5 6 円
要介護1	6 0 3 円	6 0 3 円	7 0 4 円
要介護2	6 7 2 円	6 7 2 円	7 7 2 円
要介護3	7 4 5 円	7 4 5 円	8 4 7 円
要介護4	8 1 5 円	8 1 5 円	9 1 8 円
要介護5	8 8 4 円	8 8 4 円	9 8 7 円

(ア) 加算料金

a. 各部屋共通で1日あたり次の金額が加算されます。

(a) 機能訓練体制加算 1 2 円

(b) 夜勤職員配置加算 (Ⅰ) 1 3 円

ただし、空床利用（ユニット型個室）の方は、夜勤職員配置加算（Ⅱ）として18円になります。

(c) 看護体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ) 4 円 8 円

ただし、要支援区分の方は、この負担がありません。

(d) サービス提供体制加算 (Ⅰ) 2 2 円

ただし、要支援区分の方は、この負担がありません。

b. その他の加算料金

(a) 送迎加算は、片道184円です。

ただし、通常の送迎の実施区域以外の場合は、次の金額を負担していただきます。

事業所から片道5キロメートル未満は100円

事業所から片道5キロメートル以上15キロメートル未満は150円

事業所から片道15キロメートル以上は200円

(b) 看取り連携体制加算 64円/日 ※7日を限度

(c) 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10円/月

(d) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 月合計単位数の14%

c. その他、日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが
適当と認められる便宜の提供に係る料金

イ 食費及び居住費

(ア) 食費の基本料金

1日あたりの料金 1,700円

内訳 朝食450円 昼食650円 夕食600円

(イ) 居住費の基本料金

1日あたりの料金 従来型個室利用1,231円

空床利用の場合 多床室915円

個室ユニット2,066円

ただし、利用者の申請に基づき、市町村から認定を受けた場合には、
1日あたりの負担額が次の表のとおりになります。

利用者負担区分	食 費	居住費	空床多床室	空床ユニット
第1段階	300円	380円	0円	880円
第2段階	600円	480円	430円	880円
第3段階①	1,000円	880円	430円	1,370円
〃 ②	1,300円	880円	430円	1,370円

(ウ) 特別な食事

利用者の希望により、特別に用意する食事や外食の費用は、実費負担になります。

(2) その他の料金

ア 理美容代 実費料金

イ 利用者の個別的事由により必要とされる物品等の費用は実費料金

(3) キャンセル料

利用開始前に利用者の都合でサービスを中止する場合は、キャンセル料はかかりませんが、
早めに連絡してください。

(4) 利用途中でのサービス中止

ア 利用料金は、利用日数に基づいて計算します。

イ 利用途中でもサービスを中止する場合は次のとおりです。

(ア) 利用者が中途退所を希望した場合

(イ) 利用日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

(ウ) 利用中に体調が悪くなった場合

(エ) 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

サービス利用料は、1か月ごとに計算し翌月に利用者宛に請求書を通知します。請求書に記載
されている料金を毎月月末までに事業者指定の口座へ振り込んでいただくか現金でお支払いくだ

さい。口座振り込み手数料は利用者負担になります。現金でお支払いの場合は、平日 8 時 30 分から 17 時までにお問い合わせいたします。

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

- ア 事前に居宅サービス計画の作成を担当している介護支援専門員に相談してください。
- イ 施設利用の予約は、2ヶ月前から受け付けます。
- ウ 利用期間の決定後、契約を締結いたします。

(2) サービス利用契約の終了

ア 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を利用中でなければ、文書での申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効になります。

イ 自動終了する場合

次の場合には、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効になります。

(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。）

(ウ) 利用者が死亡した場合

ウ その他の事由で終了する場合

次の事由により終了する場合、契約終了後の予約は無効になります。

(ア) 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合

(イ) 利用者やその家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(ウ) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。

10 施設利用にあたっての留意事項

- (1) 面会は、原則として8：30～19：00までになりますが、これ以外の時間帯を希望される場合には事前に連絡してください。

※感染症対策のため、面会時間の短縮または制限、面会場所の変更等の対応を取る場合があります。

- (2) 外出は、必ず行き先と日時を職員に申し出てください。
- (3) 飲酒は、健康上問題のない範囲でお願いします。
- (4) 施設内の設備・器具は、本来の用法に従って利用してください。
- (5) 金銭、貴重品の持ち込みやその管理については、事前に相談してください。
- (6) 所持品の持ち込みは、管理する場所に限りがありますので最小限にしてください。

- (7) 施設外での受診は、協力病院として島田総合病院、銚子市立病院、海上療養所と契約しています。また、銚子市歯科医師会と連携しています。

1.1 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

そのため、家族の連絡先に変更が生じた場合は、速やかに当施設まで連絡してください。

緊急連絡先（１）			
氏 名		続柄	
住 所			
電話番号			
職場・携帯電話等			
緊急連絡先（２）			
氏 名		続柄	
住 所			
電話番号			
職場・携帯電話等			
主治医			
病院又は診療所名			
医 師 名			
住 所			
電話番号			

1.2 非常災害対策

当施設は、非常災害に備えて消防計画等を定め、職員に周知するとともに定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を実施します。

1.3 業務継続計画の実施

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画に基づき、必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.4 事故発生時の対応

事故発生時には速やかに事故にあった利用者の家族、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

1.5 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付責任者 施設長 鈴木 真理子

苦情受付窓口（担当者） 主任生活相談員 石原 津多江

受付日 毎週月曜日～金曜日（年末年始（12/29～1/3）及び祝祭日を除く）

受付時間 8：30～17：30

受付電話 0479-30-1010

また、ご意見箱（苦情受付ボックス）を玄関受付、各階に設置してあります。

- (2) 第三者委員による苦情受付

当施設は、苦情解決の体制として、地域からの中立な立場で次の第三者委員の方に参加していただいています。

第三者委員

青柳 充子 銚子市長崎町 10734-1 電話 0479-25-1500

飯岡 清 銚子市野尻町 126-1 電話 0479-33-2631

- (3) 行政機関その他苦情受付機関

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地	千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3
	電話番号	043-254-7428
	受付日	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）
	受付時間	9：00～12：00 13：00～17：00
銚子市高齢者福祉課	所在地	千葉県銚子市若宮町1-1
	電話番号	0479-24-8181
	受付日	月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く）
	受付時間	8：30～17：15

1.6 身体拘束について

当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

なお、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

1.7 個人情報の保護について

当施設の職員は、サービス提供をする上で知り得た入所者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する守秘義務は、サービス提供が終了した後においても継続します。職員は、退職後においても同様とします。

また、当施設は、契約者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、施設サービス提供以外の目的で入所者及びその家族の個人情報を利用しません。

1 8 衛生管理等について

- (1) 当施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。
- (2) 当施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図り、研修及び訓練を定期的に実施します。

1 9 虐待防止について

- (1) 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - イ 虐待防止のための指針を整備します。
 - ウ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - エ 前記ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (2) 当施設は、施設サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

2 0 地域との連携について

当事業所は、その運営にあたっては、地域との交流に努めます。

2 1 その他運営に関する重要事項

- (1) 当施設は、職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を設け、サービスマニュアルを作成し、サービスの執行体制についても検証、整備します。
- (2) 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じます。
- (3) 当施設は、サービスに関する記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存します。
ただし、介護給付費請求書等の保存期間については5年間となります。
- (4) 当施設は、提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図ります。
- (5) 当施設の運営に関する重要事項は、理事長との協議に基づき定めます。

令和 年 月 日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用に際し、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者	所在地	銚子市野尻町 1 4 7 2 番地の 1	
	施設名	ショートステイ松籟の丘	
	説明者		印

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所		
	氏 名		印
代理人	住 所		
	氏 名		印
		続柄（	）